



発行
東京都

目次

68

公 告

○監査の結果に基づき知事等が講じた措置の公表…
……………（東京都監査委員）… 一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年財政援助団体等監査、令和6年行政監査、令和7年定例監査、令和6年度各会計歳入歳出決算審査、令和7年工事監査、令和7年財政援助団体等監査及び令和7年行政監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年6月29日

- 東京都監査委員 保 坂 まさひろ
- 東京都監査委員 中 村 ひろし
- 東京都監査委員 茂 垣 之 雄
- 東京都監査委員 後 藤 靖 子
- 東京都監査委員 小 粥 純 子

第1 措 置 の 概 要

1 措置状況

東京都監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望をした事項について、年2回、指摘等を受けた知事等関係機関（各局等）がどのような措置を行っているか報告を求め、各局等が講じた措置を公表している。

「令和8年監査結果に基づき知事等が講じた措置（第1回）」は、各局等が令和7年10月から令和8年3月までに講じた措置内容について取りまとめたものである。

表1のとおり、前回令和7年第2回報告（令和7年12月公表）で未改善とされた令和5年から令和7年までの監査における指摘等67件に、今回新規に措置対象となった令和7年工事監査などの指摘等51件を加え、合わせて118件のうち、98件が改善され、残る未改善20件は次回以降に措置される予定である。

また、監査種別ごとの措置状況は、次ページ表2のとおりである。

（表1）現在の措置状況

前回未改善 (a)	今回新規分 (b)	今回措置対象 (c=a+b)	今回改善済 (d)	未改善 (e=c-d)
67	51	118	98	20

監査の指摘等に対し知事等が講じた是正・再発防止や改善といった措置のうち、都民に監査を知っていただく上で参考となる主な事例を、3ページ以降に掲げている。

今後、各局等には、本報告書に記載されている事例を参考に、適切な内部統制の構築と運用に取り組み、全庁共通して発生し得る誤りや、繰り返し起こり得る誤りについて、実効性ある再発防止又は未然防止の対策を講じることを期待する。

また、こうした措置内容を公表することにより、都の監査に対する都民の理解促進に寄与することができれば幸いである。

(表2) 監査種別ごとの措置状況

監査実施年	監査種別	監査実施期間	結果内訳	(単位：件)			
				指摘等件数A	前回までに改訂済B	今回措置対象C=A-B	今回改訂済D
令和5年	財政援助団体等監査	令和5.9.4～令和6.2.1	指摘 意見・要望 計	48 2 50	47 2 49	1 — 1	— — —
		令和6.9.9～令和7.1.30	指摘 意見・要望 計	40 2 42	20 1 21	20 1 21	19 — 19
令和6年	行政監査	令和6.9.9～令和7.1.30	指摘 意見・要望 計	4 5 9	3 4 7	1 1 2	1 1 2
		令和7.1.7～令和7.9.4	指摘 意見・要望 計	55 11 66	28 6 34	27 5 32	24 3 27
令和7年	各会計歳入歳出決算審査	令和7.7.7～令和7.9.4	指摘 意見・要望 計	23 — 23	12 — 12	11 — 11	11 — 11
		前回来改訂	指摘 意見・要望 計	170 20 190	110 13 123	60 7 67	56 4 59
令和7年	財政援助団体等監査	令和7.1.8～令和8.1.15	指摘 意見・要望 計	23 1 24	— — —	23 1 24	23 1 24
		令和8.1.29～令和9.1.29	指摘 意見・要望 計	19 3 22	— — —	19 3 22	12 1 13
令和7年	行政監査	令和7.9.9～令和8.1.29	指摘 意見・要望 計	1 4 5	— — —	1 4 5	1 1 2
		令和8.1.29～令和9.1.29	指摘 意見・要望 計	43 8 51	— — —	43 8 51	36 3 39
合 計	今回新規分	令和7.1.8～令和8.1.15	指摘 意見・要望 計	213 28 241	110 13 123	103 15 118	91 7 98
		令和8.1.29～令和9.1.29	指摘 意見・要望 計	51 8 59	— — —	51 8 59	39 3 42

2 主な措置事例

監査の指摘等に対し知事等が講じた是正・再発防止や改善といった措置の中から、① 経費の節減や収入の確保につながったもの、② 都民サービスの改善に直結するもの、③ 都民の安全・安心の確保に資するもの、④ 事務執行上の課題が大きいものなど、都民に監査を知っていただく上で参考となる事例を選定している。

基金に滞留していた不用額の返還を速やかに実施させるとともに、返還手続に係る統一的な取扱いを整理し周知徹底を図ったもの【①関連】

p. 74 産業労働局 No. 97 (令和7年行政監査)

指摘の概要

局は、公社との出えん契約に基づき、助成事業の終了時等に生じた基金の残余財産を公社に返還させている。

これらの基金の収支状況を確認したところ、返還額の算定誤りにより多額の資金が基金に滞留していたり、募集・交付決定が終了し不用額の算定が可能であるにもかかわらず、返還手続を事業終了後まで遅延させていたりする事例が認められた。

このため、不用額の算定及び返還を適時適切に行うよう求めた。

措置の概要

局は、基金に滞留していた不用額について公社と協議を行い、指摘対象となった助成事業の基金から総額約36億円の返還を受け、不適切な資金状況を解消した。
また、公社に対し不用額が生じた際は速やかに返還するよう通知するとともに、部内においても出えんしている全ての基金について、返還に関する統一的な取扱いを整理し周知を徹底した。

補助対象医療機関の地域医療ネットワーク等への参加を全件確認し、未参加を解消するとともに参加状況の確認体制を強化したものの【②関連】

p. 35 保健医療局 No. 33 (令和7年定例監査)

指摘の概要

局は、医療機関に対する電子カルテ導入経費等の補助に当たり、導入後1年以内の地域医療ネットワーク等への参加を事業実施の条件としている。

地域医療ネットワーク等の参加状況を確認したところ、期限内の参加状況を把握していないほか、調査自体を実施していないなど、不適切な事例が認められた。

そこで、事業実施条件の履行状況を確実に確認するとともに、未参加の病院に対して参加を促すよう、適切な指導及び対応を求めた。

措置の概要

局は、参加状況を把握していなかった医療機関に対し、個別訪問等による働きかけを行い、全ての対象施設が地域医療ネットワーク等に参加したことを確認した。

また、令和6年度以降に補助金を交付した施設に対しても、事業実施条件を改めて周知するとともに、ネットワークへの参加状況を把握してネットワークへの参加を指導した。

混雑ワZZを容易に認識できるよう各入口に二次元コードを掲出し、利用者の視点に立った効果的な案内等を行うこととしたものの【②関連】

p. 68 公益財団法人東京動物園協会 No. 88 (令和7年財政援助団体等監査)

指摘の概要

協会は、その運営する施設で、動物舎等の混雑状況を来園者が把握し、より快適に観覧する一助とするため、ウェブサイトでリアルタイムに混雑状況を表示する混雑ワZZを設けている。

しかしながら、ウェブサイトを見ても混雑ワZZがあることがわかりにくく、園内にも混雑ワZZのURLを知らせる二次元バーコード等を掲示していなかった。

このため、協会に、混雑ワZZについて、より効果的な周知を行うよう求めた。

措置の概要

協会は、動物園への来園者が混雑ワZZを認識しやすいよう、各入園門の案内ボード横に二次元コード付きポスターを掲出した。

また、新しい取組を行う際は施策の性質を踏まえた効果的な利用者案内を行うとともに、利用者の視点に立って実施・運用するよう、園の職員に周知徹底した。

工事設計に当たり適正な工法を選定するために、技術情報ポータルサイトを改善するなど情報共有機能の強化により再発防止を図ったものの【③関連】

p. 54 都市整備局 No. 60 (令和7年工事監査)

指摘の概要

局は、電線共同溝設置工事において、掘削箇所の安全性を確保するため、土質条件等に応じた土留工法を任意仮設として設計している。

設計内容を確認したところ、地下水位が高く軟弱な地盤であるにもかかわらず、基準で適用不可とされる安全性の低い工法を選定していた。

このため、今後は現地の土質調査結果等を設計に適切に反映させ、安全性を確保できるよう任意仮設の土留工法を適正に選定するよう求めた。

措置の概要

局は、仮設工の設計に際し、土質調査の結果や積算基準を適切に反映させ、再発防止に取り組むよう、連絡調整会議や説明会を通じて局内に周知した。

また、技術職で経験の浅い職員等への説明会を開催するとともに、基準等の確認が容易に行えるよう技術情報ポータルサイトを改善し、局内における情報共有機能の強化と再発防止を図った。

空港消防車の法定点検の実施状況を全件確認し、組織的な点検・管理体制を強化したものの【④関連】

p. 39 港湾局 No. 37 (令和7年定例監査)

指摘の概要

局は、離島航空路の拠点等となる都営空港を設置しており、空港内での火災や事故等に備えるため、各空港に空港消防車を配備している。

車両の定期点検の実施状況を確認したところ、法令等で義務付けられた点検の一部が実施されていない事例が認められた。

このため、空港消防車への定期点検の確実な実施に組織的に取り組むよう求めた。

措置の概要

局は、各空港に対し法定点検の予定・実績表の作成を求め、局と各空港の責任者で構成される安全推進委員会で共有するとともに、点検実施日の直前・直後の各空港の安全管理委員会で報告することとし、点検が確実に実施されるよう体制を強化した。また、監査結果説明会を通じて指摘事例の周知と共有を図った。

各空港では、令和8年3月までに全ての空港消防車について、法令に基づき適切な時期に点検を実施し、表に実績を記載するとともに、安全管理委員会で実施状況の報告を行った。

他企業が実施する路面復旧の負担金支払について、直接協定を締結するルールを整備したもの【④関連】

p.42 下水道局 No.42（令和7年定例監査）

指摘の概要

局が行う路面の掘削を伴う下水道管きよ維持補修工事の周辺で他企業も路面の掘削を伴う工事を行う際、他企業が路面の本復旧をまとめて実施することがあり、その場合は局が他企業に対して工事の負担金を支払うこととなる。

このような事例について見たところ、局は、補修工事の施工会社には本復旧の施工指示を行い、施工会社を経由して他企業に負担金を支払っていたことが認められた。

このため、他企業が行う本復旧に伴う負担金の支払について、協定等による支払を検討するなど適切なルール作りをするよう求めた。

措置の概要

局は、全下水道事務所を対象に説明会を開催し、管きよ維持補修工事において本復旧工事が他企業と競合する際は、施工前に局が直接他企業と協定を締結し、負担金を支払うべきことを周知した。

また、他企業と路面復旧が競合する場合において、各下水道事務所が協定の締結や負担金の支払を行えるよう、新たな事務フローを作成し、これを周知した。

第2 通知の内容

1 是正・改善措置等の概要

今回、各局等から措置を講じた旨の通知があった事項（改善済事項）の措置区分別件数（措置区分が複数含まれるものについては該当する措置区分を全て計上）は、表3のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置57件、ルール・体制の構築など、再発防止の取組145件、合計202件の改善措置が講じられた。

（表3） 監査種別ごとの措置区分別件数

措置区分	1 是正・改善措置					2 再発防止の取組					合計
	ア	イ	ウ	エ	計	ア	イ	ウ	エ	計	
監査対象種別											
財政援助団体等監査	19	-	-	-	19	-	-	-	-	-	19
令和6年行政監査	19	-	-	-	19	-	-	19	-	19	38
令和7年行政監査	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	2
令和7年行政監査	-	-	-	2	2	-	-	1	1	2	4
定例監査	1	1	-	9	11	1	6	6	3	16	27
各会計歳入歳出決算審査	1	2	-	11	14	1	10	11	22	44	58
令和7年行政監査	-	4	7	-	11	-	-	-	-	-	11
令和7年行政監査	-	-	4	-	4	-	-	10	11	21	32
令和7年行政監査	-	-	-	1	1	-	1	10	12	23	24
令和7年行政監査	-	-	-	2	2	-	2	16	22	40	42
財政援助団体等監査	3	1	1	2	7	1	4	-	1	6	13
行政監査	3	1	1	2	7	1	4	5	7	17	24
行政監査	1	-	-	1	2	-	-	-	-	-	2
行政監査	1	-	-	1	2	-	-	1	1	2	4
合計	24	6	8	15	53	2	11	16	16	45	98
合計	24	7	8	18	57	2	16	63	64	145	202

（注1） 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

（注2） 上段（網掛あり）：措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値

下段（網掛なし）：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	主な事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 都税、使用料等の償権を追加徴収したもの
イ 財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの
ロ 会計処理	決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への記載誤りを修正したもの 調定登録されていたなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
エ 事務処理等	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた償権管理を行うよう是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定・改正したもの
イ 契約・仕様等の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ロ ルール・体制の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの
エ 研修等の実施	関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起したもの

2 措置通知の一覧

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は、表4のとおりであり、頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。
なお、表4及び個別の概要にある「事項」のうち意見・要望事項には「※」を付けている。
また、表4及び個別の概要にある「措置区分」は、8ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには「◎」を、その他、該当するものには「○」を付けている。
さらに、措置区分が2（再発防止の取組）にのみ該当するものについては、指摘等に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分				頁	
			1		2			
			ア	イ	ロ	エ		
令和6年財政援助団体等監査								
1	福祉局（社会福祉法人アストリー）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ウ）	◎				○	13
2	福祉局（社会福祉法人雲往社）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（イ）	◎				○	13
3	福祉局（社会福祉法人カシノのふ緑社会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ロ）	◎					14
4	福祉局（社会福祉法人カタンバシ）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（エ）	◎					14
5	福祉局（社会福祉法人新基会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ウ）	◎					15
6	福祉局（社会福祉法人晴果）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（カ）	◎				○	15
7	福祉局（社会福祉法人数愛学園）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（キ）	◎				○	16
8	福祉局（社会福祉法人至愛協会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ク）	◎				○	16
9	福祉局（社会福祉法人新川中原保育会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ク）	◎				○	17
10	福祉局（社会福祉法人清仁会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（コ）	◎					17
11	福祉局（社会福祉法人清附会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（カ）	◎					18
12	福祉局（社会福祉法人青陽福祉会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ク）	◎				○	18
13	福祉局（社会福祉法人聡吾会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ス）	◎				○	19
14	福祉局（社会福祉法人ちとせ文芸会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（セ）	◎				○	19
15	福祉局（社会福祉法人東京家庭学院）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ク）	◎				○	20
16	福祉局（社会福祉法人東香会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ク）	◎				○	20
17	福祉局（社会福祉法人徳寿会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ウ）	◎					21
18	福祉局（社会福祉法人八尾会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ウ）	◎				○	21
19	福祉局（社会福祉法人ひまわり会）	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ウ）	◎				○	22

8

-

-

9

-

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分					頁	
			1		2				
			ア	イ	ウ	エ	ア		イ
令和6年行政監査									
20	教育庁	一時滞在施設の開設・運営に関する前債を適切に実施すべきもの （備考品について） ※備考品追加等の見直しについて			◎			○	23
21	総務局				◎				23
令和7年定例監査									
22	デジタルサービス局	研修会実施委託における講師の選定・確保の手段について見直すべきもの						◎	24
23	生活文化局	債権の管理を効果的かつ効率的に行うべきもの	◎		○			○	25
24	生活文化局	業務の実施に必要な延べ人員数等を算出するなどして受当の契約日金額を定めるべきもの					◎	○	26
25	福祉局	仕度書の委託業務内容を契約期間に応じて定めるべきもの					◎		27
26	福祉局	分割交付などの執行計画及び執行状況を確認した上で概算収支を適正に行うべきもの				◎		○	28
27	福祉局	資金削減による支出手帳を適正に行うべきもの					◎	○	29
28	福祉局	補助要綱に基づき事業効果等を公表させるべきもの （消費税及び地方消費税に係る仕入税除税額報告書の提出について）				◎		○	30
29	福祉局	適切な時期に報告書の提出を求めるよう、委託契約における業務内容を定めるべきもの					◎	○	31
30	福祉局	債権管理を適正に行うべきもの				◎		○	32
31	福祉局	経費の支出を適正に行うべきもの					◎	○	33
32	福祉局	委託契約の仕様書に定める提出書類を適時に受領し、履行確認を適切に行うべきもの						◎	34
33	保健医療局	地域医療ネットワーク等の参加状況を確認し、未参加の病院を参加させるべきもの						◎	35
34	保健医療局	業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの						○	36
35	産業労働局	清掃業務について仕体書に基づき履行確認及び契約変更を適正に行うべきもの （道路清掃システムの運用について） ペーパールの整備・充実を図るべきもの						○	37
36	建設局	空港消防車の定期点検を確実に実施するよう組織的に取り組むべきもの						○	38
37	港湾局	土地の管理を適正に行うべきもの						◎	39
38	交通局					◎			40
39	交通局	委託業務の資格要件の確認を適切に行うべきもの					◎	○	40
40	交通局	仕体内容を適切に定めるとともに予定価格を適正に定めるべきもの						◎	41
41	交通局	駅係員に対し返金の適切な手順を研修等により指導すべきもの						◎	42
42	下水道局	（管き）維持補修工事契約について 他企業が行う路面水便用工事に伴う路面復旧負担金について他企業への支払いを適切に行うべきもの						◎	42
43	教育庁	契約方法を検討するとともに仕体内容を十分精査すべきもの						◎	43
44	教育庁	映像記録を消去したことを証する書面の提出を求めるよう契約の仕様を改めるべきもの				◎		○	44
45	教育庁	自動車販売事業者の公費に係る手段を適切に行うべきもの					○		45
46	都市整備局	（音通直下地震）に備えた都市の事前復興の取組について ※都市の事前復興に係る効果的・効果的な普及啓発について					◎		46
47	中央卸売市場	※未利用施設の公費について		○			◎		47

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分						頁	
			1		2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ		ウ
48	教育庁	※委託成果物の自由な使用が確保できる契約方法について			◎					47
令和6年度各会計歳入歳出決算審査										
49	福祉局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの（ア）			◎				○	48
50	福祉局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの（イ）			◎				○	49
51	福祉局	収入未済額及び還付未済額が過大計上となっているもの			◎				○	49
52	福祉局	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの（ウ）			◎				○	50
53	福祉局	建物が過大費増となっているもの			◎				○	50
54	福祉局	建物が費増減れとなっているもの			◎				○	51
55	福祉局	物品が過大費増となっているもの			◎				○	51
56	福祉局	物品が費増減れとなっているもの			◎				○	52
57	福祉局	債権が過大計上となっているもの			◎				○	52
58	福祉局	債権が計上漏れとなっているもの			◎				○	53
59	建設局	土地が費増減れとなっているもの			◎				○	53
令和7年工事監査										
60	都市整備局	任意収束の土留工法の選定を適正に行い設計すべきもの							○	54
61	都市整備局	道路補修設計時の材料選定を適切に行うべきもの							◎	54
62	環境局	木造建築物における施工条件を設計図書に適切に明示すべきもの							◎	55
63	環境局	建築物の外構工事における足場の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの							◎	55
64	保健医療局	建築物の外構工事における足場の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの							◎	56
65	建設局	（公園便所工事）における積算及び建築基準法の手続について（イ）							◎	56
66	建設局	（公園便所工事）における積算及び建築基準法の手続について（ウ）							◎	57
67	建設局	建築基準法における積算を適正に行うべきもの							◎	57
68	建設局	現場労働者の法定福利費及び下請経費の積算を適正に行うべきもの							◎	58
69	建設局	建築物の外構改修工事における足場の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの							◎	58
70	建設局	土木建設工事における一般廃棄物の運搬を適正に行うべきもの							○	59
71	港湾局	港内工事で使用する砂の庫価設定を適正に行うべきもの							○	59
72	港湾局	電気設備工事における材料費の積算を適正に行うべきもの							○	60
73	港湾局	高所作業を行う場合の足場設置に係る積算が受注者によって適正に行われるよう、施工計画書を十分に確認し、受注者を適切に指導・監督すべきもの							◎	60
74	東京消防庁	建築物の防火改修工事における足場の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの							◎	61
75	東京消防庁	石橋合有建群付用建築物の解体工事実施状況の記録・保存について受注者を適切に指導・監督すべきもの							◎	61
76	交通局	設計段階における地盤改良工の施工方法の検討を適切に行うべきもの							◎	62

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分										頁
			1					2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ			
77	交通局	駅ホーム構内における工法変更時の共通仮設費の積算を適正に行うべきもの							◎	○			62
78	水道局	掘削断面に応じて土留構造を適切に検討すべきもの								◎			63
79	水道局	浄水施設工事における上工事の積算を適切に行うべきもの								◎			63
80	水道局	工事の監督業務を適切に行うべきもの									◎		64
81	下水道局	先行して行われている工事から引き継がれる作業機台の設計を適切に行うべきもの								◎			64
82	教育庁	体育館床の塗装改修工事における単価設定を適正に行うべきもの									◎	○	65
83	下水道局	※油圧式杭圧入引抜機の移設費の積算について						◎					65

令和 7 年財政援助団体等監査

84	生活文化局 (学校法人城福社)	国際に東進補助に係る補助金を返還すべきもの	◎								○		66
85	福祉局 (社会福祉法人もくは会)	補助金を返還すべきもの (東京都民社会福祉施設サービス推進費補助金 (障害者支援施設))	◎								○		66
86	保健医療局 (学校法人東京女子医科大学)	保健医療局 (学校法人東) 東京都救済救急センター施設整備費補助金 (運営費) を返還すべきもの	◎								○		67
87	産業労働局 (一般社団法人東京国際金融機構)	プロダクト・サービス方式の応募の際に経費積算書を作成すべきもの							◎		○		68
88	建設局 (公益財団法人東京動物園協会)	混雑マシナの周知を園内において行うべきもの						◎			○		68
89	建設局 (公益財団法人東京動物園協会)	いきもの広場の生物生息状況調査における分析結果に基づいて監査すべきもの							◎				69
90	建設局 (公益財団法人東京動物園協会)	トキの飼育・繁殖に関するアトピー内容を確認すべきもの								◎			69
91	建設局 (公益財団法人東京動物園協会)	警察対策工事が十分に効果を上げるよう整備時期を計画すべきもの									◎		70
92	建設局 (公益財団法人東京動物園協会)	園内警備に係る業務委託を確実に実施すべきもの									◎		70
93	港務局 (株式会社ゆりかもめ)	貯蔵品の引出等の事務処理を適正に行うべきもの								◎			71
94	港務局 (株式会社ゆりかもめ)	港務局財産である新交通車行路を会社に占有させることについて適正な手続を行うべきもの							◎				72
95	水道局 (水道サービスシステム株式会社)	固定資産の計上を適正に行うとともに、会計処理のフロセスを明確化すべきもの								◎			73
96	保健医療局	※HIV 災害・テロ対策設備整備費補助金による備増品の残数管理について								◎			73

令和 7 年行政監査

97	産業労働局	(不用額の返還について) 公社における不用額の算定及び返還を適時適切に行うべきもの	◎								○		74
98	産業労働局	(不用額の返還について) ※観光財団における基金での資金滞留について							◎				75

3 講じた措置の概要

【令和6年財政援助団体等監査】

番号	対象局 (団体)	事 項	措置区分									
			1					2				
1	補助金を返還すべきもの (東京都保育サービス推進事業補助金)	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ			
		◎								○		
講じた措置の概要												
監査結果の要約												
① 子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金94万1,000円について、令和7年4月10日付けで法人から返還を受けた。【1-7】												
② 部は、令和7年3月5日付けで法人から、実績報告を適切に行うため、拒絶を正確に把握しそれを基に実績報告書を作成し、複数チェックを行うとした再発防止策の提出を受けた。【2-7】												
③ 部は、全法人(保育施設)に対して、令和7年3月末日に、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には誤りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を発送した。その結果、実績報告の修正があった18施設のうち14施設において過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と誤りやすい点をまとめたチェックリストを発送した。【2-7】												
④ 部は、データー入力時の誤入力防止のため、申請用フォーマイルを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-7】												
⑤ 部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の事務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業説明会において区市町村に周知し、活用を促した。【2-7】												
⑥ 部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム (クラウド) を活用した電子申請が可能な施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-7】												
監査結果の要約												
① 子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金127万2,000円について、令和7年4月2日付けで法人から返還を受けた。【1-7】												
② 部は、令和7年2月25日付けで法人から、実績報告を適切に行うため、必要要件を全職員と確認し保管するなどの再発防止策の提出を受けた。【2-7】												
③ 部は、全法人(保育施設)に対して、令和7年3月末日に、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には誤りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を発送した。その結果、実績報告の修正があった18施設のうち14施設において過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と誤りやすい点をまとめたチェックリストを発送した。【2-7】												
④ 部は、データー入力時の誤入力防止のため、申請用フォーマイルを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-7】												
⑤ 部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の事務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業説明会において区市町村に周知し、活用を促した。【2-7】												
⑥ 部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム (クラウド) を活用した電子申請が可能な施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-7】												

番号	対象局（団体）	福祉局（社会福祉法人のみ）	措置区分									
			1					2				
事項 (ア)	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）	⑩	ア	イ	ウ	エ	フ	イ	ウ	エ	フ	オ
			ア	イ	ウ	エ	フ	イ	ウ	エ	フ	オ
3	福祉局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人のみが設置する福祉台のみ保育園には、特別保育事業等推進加算のうち零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施において、限った人数を実績として報告したことにより、令和4年度分で13万5,000円が過大に交付されている。 法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。											
講じた措置の概要	① 子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金13万5,000円について、令和7年4月17日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】											
	② 部は、令和7年3月3日付けで法人から、実績報告を適切に行うため、園長・職員が補助金の理解を深め、法人本課も含めた複数チェックを行うとした再発防止策の提出を受けた。【2-ア】											
	③ 部は、全法人（保育施設）に対して、令和7年3月末日、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には限りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を提出した。その結果、実績報告の修正があった18施設において過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と語りやすい点をまとめたチェックリストを提出した。【2-ウ】											
	④ 部は、データ入力時の誤入力防止のため、申請用フアイルを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-ウ】											
	⑤ 部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の事務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業事務説明会において区市町村に周知し、活用を促した。【2-ウ】											
	⑥ 部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム（クラウド）を活用した電子申請が可能な施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-ウ】											
番号	対象局（団体）	福祉局（社会福祉法人のみ）	措置区分									
事項 (エ)	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）	⑩	1					2				
ア	イ	ウ	エ	フ	イ	ウ	エ	フ	イ	ウ	エ	フ
4	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人のみが設置するふきのとう保育園には、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育（その他、知能）において、限った人数を実績として報告したことにより、令和4年度分で56万4,000円が過大に交付されている。 法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。											
講じた措置の概要	① 子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金56万4,000円について、令和7年4月25日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】											
	② 部は、令和7年3月4日付けで法人から、実績報告を適切に行うため、書類の保管を行い、すぐに確認できるようにするとした再発防止策の提出を受けた。【2-ア】											
	③ 部は、全法人（保育施設）に対して、令和7年3月末日、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には限りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を提出した。その結果、実績報告の修正があった18施設において過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と語りやすい点をまとめたチェックリストを提出した。【2-ウ】											
	④ 部は、データ入力時の誤入力防止のため、申請用フアイルを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-ウ】											
	⑤ 部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の事務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業事務説明会において区市町村に周知し、活用を促した。【2-ウ】											
	⑥ 部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム（クラウド）を活用した電子申請が可能な施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-ウ】											

番号	対象局（団体）	福祉局（社会福祉法人のみ）	措置区分									
			1					2				
事項 (ア)	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）	⑩	ア	イ	ウ	エ	フ	イ	ウ	エ	フ	オ
			ア	イ	ウ	エ	フ	イ	ウ	エ	フ	オ
5	福祉局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人のみが設置するふきのとう保育園には、特別保育事業等推進加算のうち零歳児保育（特別保育事業等推進加算）において、限った人数を実績として報告したことにより、令和4年度分で50万5,000円が過大に交付されている。 法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。											
講じた措置の概要	① 子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金50万5,000円について、たまたま北保育園分5万2,000円を令和7年4月4日付け、日野駅前わっせみ保育園分39万1,000円を同月11日付け、むこうじま保育園分1万1,000円を同月7日付け、ほんだ保育園分5万1,000円を同月11日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】											
	② 部は、令和7年3月5日付けで法人から、実績報告を適切に行うため、複数チェックを行うとともに、今後IT化を行う作業の一環を行うとした再発防止策の提出を受けた。【2-ウ】											
	③ 部は、全法人（保育施設）に対して、令和7年3月末日、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には限りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を提出した。その結果、実績報告の修正があった18施設において過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と語りやすい点をまとめたチェックリストを提出した。【2-ウ】											
	④ 部は、データ入力時の誤入力防止のため、申請用フアイルを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-ウ】											
	⑤ 部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の事務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業事務説明会において区市町村に周知し、活用を促した。【2-ウ】											
	⑥ 部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム（クラウド）を活用した電子申請が可能な施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-ウ】											
番号	対象局（団体）	福祉局（社会福祉法人のみ）	措置区分									
事項 (カ)	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）	⑩	1					2				
ア	イ	ウ	エ	フ	イ	ウ	エ	フ	イ	ウ	エ	フ
6	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人のみが設置するふきのとう保育園には、特別保育事業等推進加算のうち障害児保育（その他、知的）において、限った人数を実績として報告したことにより、令和4年度分で34万7,000円が過大に交付されている。 法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。											
講じた措置の概要	① 子供・子育て支援部は、過大に交付した補助金34万7,000円について、令和7年4月7日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】											
	② 部は、令和7年2月26日付けで法人から、実績報告を適切に行うため、書類の日付等の確認を徹底するなど再発防止策の提出を受けた。【2-ウ】											
	③ 部は、全法人（保育施設）に対して、令和7年3月末日、補助金に関する注意喚起や自主点検の実施、及び申請時、実績報告時には限りの防止のため、複数チェックの徹底を要請した通知文を提出した。その結果、実績報告の修正があった18施設において過大交付が確認され、額の再確定の上返還を受けた。加えて、令和6年度実績報告に際し、再度複数チェックの徹底の依頼と語りやすい点をまとめたチェックリストを提出した。【2-ウ】											
	④ 部は、データ入力時の誤入力防止のため、申請用フアイルを修正・改善し、令和7年10月31日付令和7年度変更交付申請の依頼に係る通知文で全施設に周知した。【2-ウ】											
	⑤ 部は、保育所の業務負担軽減のため、令和7年度から子供家庭支援区市町村包括補助事業により保育所の事務を担う職員の配置に要する経費の支援を開始したことについて、令和7年6月5日に開催された包括補助事業事務説明会において区市町村に周知し、活用を促した。【2-ウ】											
	⑥ 部は、申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム（クラウド）を活用した電子申請が可能な施設数を100施設から250施設に拡大した。【2-ウ】											